

愛知県環境審議会自然環境保全部会 会議録

1 日時

平成 26 年 2 月 24 日(月) 午後 2 時から 3 時 15 分まで

2 場所

愛知県東大手庁舎 4 階 406 会議室

3 出席者

(1) 委員

織田部会長、田中委員、戸丸委員、夏原委員、生田専門委員、石田専門委員、加藤専門委員、佐藤専門委員、高木専門委員、増田専門委員、渡邊専門委員（以上 11 名）

(2) 事務局

愛知県環境部：宇都木技監

愛知県環境部自然環境課：丹羽課長、小野主幹、太田課長補佐、前田課長補佐、杉本主査、山田主任

（以上 7 名）

(3) 傍聴人

なし

4 議事

- ・ 部会長から、部会長代理として戸丸委員が指名された。
- ・ 部会長から、会議録の署名人として田中委員及び夏原委員が指名された。

審議事項：本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について

- ・ 事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[加藤専門委員] 資料 1 の変更番号 5 の変更部分の面積が括弧で記載されているのはなぜか。

[事務局] この区域は第 3 種特別地域から普通地域に規制計画を変更するが、自然公園区域の全体面積としては変更がないため、括弧で記載されている。

[夏原委員] 施設計画を大幅に削除しており、施設を造らない方向となるので良いことだと思うが、この変更内容についてももう少し詳しく説明してほしい。

[事務局] 変更前の計画は、平成 2 年の計画であり、景気の良い時代だったためか、道路やその周辺に施設を造るような計画としていたが、現在では、そのような計画を実施する予定がないため、今回の見直しにより、公園計画の施設計画から削除するものである。

[夏原委員] この廃止する道路はどのような計画だったのか。

[事務局] 主にドライブコースといったものである。

[田中委員] 資料 4 の P15 の歩道について、本宮山山頂から北東側から降りていく道は存在するということでしょうか。

[事務局] おっしゃるとおりである。

[田中委員] 本宮山山頂から北東側に降りた後、東に行く道を削除し、北へ行く道を追加しているが、実際にはどのようなになっているのか。歩道が途中でなくなったら困るのではないか。

[事務局] 実線の緑色となっている部分には歩道があり、計画として廃止する東に行く道、追加する北に行く道も林道として今後とも存在する。今回は、公園の利用の観点から、北側のルートの方が利用しやすいと判断し、公園計画として変更するものであり、林道そのものは存続する。

[田中委員] これらは県のお金で整備されていくということなのか。

[事務局] 公園計画の内容は、県のお金で全て整備するというのではなく、公園計画の中に入っていると、道路などを整備するに当たって許可要件が緩和され整備しやすくなるということである。また、このような道路等を計画として図面に示して一般の方が利用しやすくしている。

[事務局] 予算の都合上、全ての林道を整備していくことはできないが、現存する林道は引き続き使える。

[石田専門委員] 資料 4 の P15 について、27（公衆便所）、29（給水施設）30（博物展示施設）は計画から削除とあるが、施設そのものは存続するというのでよいか。

[事務局] 公衆便所と給水施設は、今後とも存続する。今回は、計画として削除をすることとしているが、実際には、園地の付帯施設として存続することとしている。

[石田専門委員] 別の事業で存在するという認識でよいか。

[事務局] それでよい。

[田中委員] 資料 4 の P13 の西側の区域がジグザグになっている。等高線でもないようだが、これはどういう区域線か。

[事務局] 道路による区域線であり、道路がこのような線形となっているためである。

[渡邊専門委員] 資料 4 の P12 と P13 の変更については、住宅が建ってきているため、区域から除外又は規制区分の変更をしているが、これは、この地区の住民から要望により削除しているということか。

[事務局] 住民からの申し出により変更することはない。現地調査の結果等から、当地区の景観が周辺地域の景観と同程度となってきたことから、区域の変更を行っている。

[渡邊専門委員] 住宅ができたことによって区域変更が起こり、それによって開発が進むことにならないか。

[事務局] その可能性はある。自然公園内での面的な大規模開発は当然できないが、個人の方が家を建てることにまで規制はできないため、少しずつ住宅が建ってくることがある。そのようなことから、自然公園区域の指定していない区域と同等の景観となり、区域の削除や格下げを行うこととしている。逆に、今後、過疎化等が進むことで自然度が上がり、自然公園区域に編入したり、格上げする可能性もある。

[織田部会長] 自然公園区域には、民地が多いのか

[事務局] 本県の自然公園区域は8割が民有地である。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案通り承認ということにする。

- ・ 各委員から異議なし
- ・ 部会長から、このことについて環境審議会会長へ報告する旨説明があった。

5 報告事項

- (1) 伊良湖休暇村公園整備事業 ～全国初となる砂丘とオアシスの再生～
- ・ 事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[織田部会長] 建物はあるのか。

[事務局] これは昭和 40 年代に造られた宿泊施設があり、現在も使用している。

[田中委員] 現地に外来種が多いとのことだが、島崎藤村の「椰子の実」という遠くから椰子の実が流れてきたという詩がある。椰子の実は、人間の存在とは関係なく黒潮に乗って流れてくるものである。このようなものも含めて外来種とってただ毛嫌いするのではなく、そういうものが自然にあるのであるのであれば、それがどういう経緯でやってきたものかというのがわかるように展示すればよりおもしろいのではないかと思う。黒潮に乗ってやってきたものもあれば、人がそこに捨ててしまっただけで増えたものもあると思う。

[事務局] 外来種は人為的に持ち込まれた種を指すので、田中先生のご指摘のあったように黒潮のような自然の流れによりたどり着いたものは外来種として扱っていない。ここでいう外来種は生態系といった知識がない昭和 40 年頃に庭に植えたものを指している。

[田中委員] 黒潮に乗ってやってきたものももしあれば、そういうのも展示するとおもしろいと思う。

[事務局] 参考とさせていただきます。

[渡邊専門委員] 天地返しはもう実施したのか。

[事務局] まだ実施していない。

[渡邊専門委員] どのくらいの深さか。

[事務局] 深さは場所によって変わらと思うが、約 1m である。全体整備面積約 5ha のうち、天地返しを行う面積は約 1ha である。現在、簡単なボーリング調査により、どこにどの程度の深さにどの程度の種子が埋まっているか調査をしており、どこをどの程度天地返しするかといった具体的な計画はその調査結果により決定していく。

[渡邊専門委員] そんなに埋土種子があるのかという点が心配である。また、外来種を駆除したとしても、オオキンケイギクなどはかなりのスピードで侵入してくるものなので、一旦は駆除できたとしてまた駆除することとなり、かなり大変なことになると思う。

[事務局] 埋土種子は、場所によってはほとんど確認できないところもある。全部を埋土種子で行うことはできないと思っており、近隣には海浜性の貴重な種があるので、それを圃場で増やし移植できればと考えている。外来種の管理については、事業計画は整備完了までに 5 年あり、その 5 年の中で順応的に管理をし、また、整備後もモニタリングにより管理をしていく。

[渡邊専門委員] 外来種は一旦水没させると絶滅しやすいので、水没させることも検討してみたいか。在来種がもともと海浜性のものなら、水没しても死なないと思う。

[事務局] 管理上のことを検討したところ、上層を掘り取り、下層を別に取り、上層のものを

入れるということとなった。調査の結果、外来種は表層から約 20 センチメートルまでに多いので、30 センチメートル以上を掘り起こし、その下の層を掘り起こし、元々上にあった層の中に入れることになる。管理方法について、先生のおっしゃるように海水を入れるといったようなことなど、なるべく栄養をいれないようにすることや、砂もある程度移動させることも視野に入れながら管理することで外来種をいれないこともできるのではないかとということなど、いろいろと検討している。

[渡邊専門委員] 掘り起こして天地返しするよりも、もっと単純に攪乱させて上から水をまくことではどうかと思う。湿地の保全を行う場合などは攪乱を行っている。

[事務局] 参考とさせていただきます。

(2) 「STOP! あいちの外来種」ホームページの公開について

- ・ 事務局から、資料に基づき説明

[織田部会長] ハンドブックでは移入種と表現しており、その他では外来種としているが、どう使い分けをしているのか。

[事務局] 基本的には他地域から来るものを移入種として説明しているが、現在では、区別しづらいので、わかりやすい「外来種」という言葉を使用している。

[織田部会長] ハクビシンは外来種なのか。日本全体としては外来種ではないと思う。

[事務局] 愛知県では、外来種扱いとしている。

[織田部会長] ホームページは双方向で情報収集できるということか。

[事務局] 外来種の駆除は市町村よりも、NPOや町内のコミュニティ単位で行われていることが多く、どこでどのような活動をしているか市町村に照会してもわからない場合が多く、双方向で「見かけた」、「駆除した」といったような情報を直接送ってもらえるように工夫をしている。

(3) 生態系ネットワーク形成の県内展開について

- ・ 事務局から、資料に基づき説明
- ・ 各委員から意見なし

6 その他意見

[石田専門委員] 資料 7 のパブリック・コメントにシカの増加についての意見がある。植栽すると全部シカに食べられてしまうが、補植義務が森林組合にあり、再度植栽をするが、また食べられてしまう。対策として、苗木の周りにヘキサチューブを使ったり、海苔網を設けているが、海苔網が破られたり、ヘキサチューブから出た頭の部分が食べられてしまう状況が続いている。シカの個体数調整のほうもよろしくお願いしたい。

[佐藤専門委員] 新城や鳳来のあたりにシカだけでなくカモシカもかなり増えていると思うが、被害状況が森林組会のほうから来ていない。実際に被害状況があるのであれば、具体的に市町村に示せば、駆除してもらえる可能性がある。

[事務局] 農林水産省が補助金の財源を確保しており、県内の市町村は補助金を使って捕獲することとしているが、実態としては、捕獲能力が追いつかない状況となっており、被害状況は減っていない。難しいことではあるが、捕獲能力そのものを上げる工夫をすべきだと思う。